

タクシー利用 レンタカー利用

- **タクシー利用**：原則、**科研費による支給は認められていません。**

但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、**理由書**提出の上、旅費として支給が認められます。タクシー代の支給が認められる場合、日当の減額調整が必要となります。予め研究協力課へご相談下さい。

- **レンタカー利用**：**科研費による支給が可能です。**
会計課調達経理係に**立替金請求**を行って下さい。

《提出書類》

- ①立替金請求書（様式は[こちら](#)）
- ②車両借上げによる移動の記録（様式は[こちら](#)）
- ③領収書（レンタカー代、燃料費、車両保険料等）
- ④カード明細（クレジットカード払いの場合）

車両借上げによる移動の記録（②）は、旅費申請の際に、研究協力課へも提出して下さい。